

# 大分県報

令和四年  
第三五六号  
十一月四日

（金曜日）

## 目次

告示  
一 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一  
二 都市計画事業の事業計画変更認可……………二  
三 落札者等の公示……………三

## ○告示

### 大分県告示第四百三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和四年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 申請の概要

##### 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

豊後大野市三重町赤嶺千九百二十七―一 Disquare 三F

株式会社安藤・間・株式会社三井住友建設・株式会社松井組共同企業体

所長 中 村 雄 二

##### 2 特定事業場の所在地及び名称

豊後大野市大野町小倉木

株式会社安藤・間・株式会社三井住友建設・株式会社松井組共同企業体 九電沈墮

作業所

3 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

種	力	二五m <sup>3</sup> /時
能	力	二五m <sup>3</sup> /時

工	事	着	手	予	定	年	月	日
工	事	完	成	予	定	年	月	日

工	事	完	成	予	定	年	月	日
工	事	完	成	予	定	年	月	日

使	用	開	始	予	定	年	月	日
使	用	開	始	予	定	年	月	日

使	用	時	間	間	隔
使	用	時	間	間	隔

一	日	当	た	り	の	使	用	時	間
一	日	当	た	り	の	使	用	時	間

使	用	の	季	節	的	変	動
使	用	の	季	節	的	変	動

汚	水	等	の	一	日	当	た	り	の	量
汚	水	等	の	一	日	当	た	り	の	量

項	目	単	位	通	常	の	値	最	大	の	値
項	目	単	位	通	常	の	値	最	大	の	値

水	素	イ	オ	ン	濃	度	一	一	一	二
水	素	イ	オ	ン	濃	度	一	一	一	二

生	物	化	学	的	酸	素	要	求	量	五	一	〇
生	物	化	学	的	酸	素	要	求	量	五	一	〇

化	学	的	酸	素	要	求	量	一	五	二	〇
化	学	的	酸	素	要	求	量	一	五	二	〇

浮	遊	物	質	量	二	、	〇	〇	〇	三	、	〇	〇	〇
浮	遊	物	質	量	二	、	〇	〇	〇	三	、	〇	〇	〇

窒	素	含	有	量	五	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇
窒	素	含	有	量	五	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇

汚	水	等	の	処	理	の	方	法	濁	水	処	理	設	備
汚	水	等	の	処	理	の	方	法	濁	水	処	理	設	備



十月二十日付け九州地方整備局告示第百二十三号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和四年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画事業の種類及び名称

平成二十七年九州地方整備局告示第百十号日田都市計画道路事業

三・五・十九号 銭淵大宮線

三・五・十一号 日高石井線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所の所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一

号

従たる事務所 大分県日田土木事務所 日田市城町一丁目一番十号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

教育用コンピュータ 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和四年九月二十一日

四 落札者の氏名及び住所

リコージャパン株式会社 マーケティング本部 大分支社 大分営業部

部長 徳 永 佳 紀

大分市萩原四丁目八番七号

五 落札金額

三千三百三十七万七千八百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和四年八月九日

令和四年十一月四日

大分県報（公告）

三